

1 障害児福祉手当等（国の制度）

(1) 障害児福祉手当

ア 対象者の範囲

次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する20歳未満の方。（高所得の方、障害を事由とした年金受給者及び施設入所者を除く。）

(ア) 身体障害1級（2級の一部を含む。）の障害を有する方

(イ) IQ20以下の方

(ウ) 上記と同程度の障害又は病状で、常時介護が必要な方

イ 手当の支給額

(ア) 身体障害1、2級の障害を有し、IQ35以下の方

月額21,780円（県制度分6,900円を含む）

(イ) 身体障害1、2級の障害を有する方又はIQ35以下の方

月額16,030円（県制度分1,150円を含む）

(ウ) 上記以外の方

月額14,880円

(2) 特別障害者手当

ア 対象者の範囲

次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する20歳以上の方（高所得の方、施設入所者及び入院者を除く。）

(ア) 身体障害2級（一部を除く。）以上の障害を重複して有する方

(イ) 身体障害2級（一部を除く。）以上の障害を有する方で、IQ20以下の方又は常時介護が必要な精神障害を有する方

(ウ) 身体障害2級（一部を除く。）以上の障害を有する方、IQ20以下の方又は常時介護が必要な精神障害を有する方で、他に身体障害3級相当の障害を2つ以上有する方

(エ) 身体障害2級（一部を除く。）以上の障害を有する方、IQ20以下の方若しくはこれと同程度の障害又は病状を有する方で、日常生活においてほぼ全面介護が必要な方

イ 手当の支給額

(ア) 身体障害1、2級の障害を有し、IQ35以下の方

月額 34,200円（県制度分 6,850円を含む）

(イ) 身体障害 1、2級の障害を有する方又は IQ 35 以下の方

月額 28,400円（県制度分 1,050円を含む）

(ウ) 上記以外の方

月額 27,350円

(3) 経過的福祉手当

ア 対象者の範囲

次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する 20 歳以上の方（高所得の方、施設入所者を除く。）で、従来の福祉手当受給者のうち特別障害者手当、障害基礎年金及び特別障害給付金のいずれも現在受給していない方。

(ア) 身体障害 1 級（2 級の一部を含む。）の障害を有する方

(イ) IQ 20 以下の方

(ウ) 上記と同程度の障害又は病状で、常時介護が必要な方

イ 手当の額

月額 16,030円（県制度分 1,150円を含む）

(4) 手当の支給時期

5月、8月、11月及び2月（前月分までの3ヶ月分を支給）

(5) 申請に必要なもの

印鑑、受給者名義の預金通帳の口座番号、身体障害者手帳及び療育手帳、診断書、年金証書の写し、年金額が分かるもの並びにマイナンバーが確認できるもの

(6) 対象者推移

（各年度 3 月 31 日現在受給者数）

	障害児福祉	特別障害者	経過的福祉	計
平成 27 年度	33	43	1	77
平成 28 年度	32	46	1	79
平成 29 年度	25	50	1	76
平成 30 年度	30	45	1	76
令和元年度	29	49	1	79

3 障害者（児）の手当 (担当 福祉課社会福祉係)

2 特別児童扶養手当（国の制度）

(1) 対象者の範囲

次のア又はイに該当する20歳未満の障害児を監護する保護者の方。（高所得の方、施設入所している児童の保護者の方は除く。）

ア IQ35以下程度又は身体障害1、2級程度の方、若しくは、同程度の障害又は病状を有する方

イ IQ50以下程度又は身体障害3級（4級の一部含む。）程度の方、若しくは、同程度の障害又は病状を有する方

(2) 手当の支給額

ア (1)アに該当の方（重度障害者） 月額52,500円

イ (1)イに該当の方（中度障害者） 月額34,970円

(3) 手当の支給時期

ア 12月分から3月分まで 4月

イ 4月分から7月分まで 8月

ウ 8月分から11月分まで 11月

(4) 申請に必要なもの

戸籍謄本、印鑑、手帳等（身体障害者手帳、療育手帳又は診断書）、預金通帳の写し、マイナンバーが確認できるもの（世帯全員分）、本人確認書類

(5) 対象者推移 (各年度3月31日現在受給者数)

	重度障害者	中度障害者	計
平成27年度	58	91	149
平成28年度	47	110	157
平成29年度	46	125	171
平成30年度	59	141	200
令和元年度	52	138	190

3 在宅重度障害者手当（県の制度）

(1) 対象者の範囲

次のア又はイに該当する方。（高所得の方、障害児福祉手当等の受給者、施設入所者及び3か月以上入院している方は除く。）

ア 身体障害1、2級でIQ35以下の方

イ 身体障害1、2級の方、IQ35以下の方又は身体障害3級の障害を有し、IQ50以下の方。ただし、65歳以上で新たに障害者となった方を除く。

(2) 手当の支給額

ア (1)アに該当の方（1種障害者） 月額15,500円

イ (1)イに該当の方（2種障害者） 月額6,750円

(3) 手当の支給時期

ア 12月分から3月分まで 4月

イ 4月分から7月分まで 8月

ウ 8月分から11月分まで 12月

(4) 申請に必要なもの

印鑑、受給者名義の預金通帳の口座番号、手帳等（身体障害者手帳、療育手帳）、課税証明書（転入者のみ）、マイナンバーが確認できるもの

(5) 対象者推移 （各年度3月31日現在受給者数）

	1種障害者	2種障害者	計
平成27年度	13	651	664
平成28年度	14	643	657
平成29年度	14	631	645
平成30年度	13	614	627
令和元年度	13	612	625

4 心身障害者手当（市単独制度）

(1) 対象者の範囲

次のアからウまでのいずれかに該当する方。（特別障害者以外の障害児福祉手当等の受給者、65歳以上で新たに障害者となった方及び高所得の方は除く。）

ア 身体障害1級から6級までの方

イ 療育AからCまでの方

ウ 精神障害1級から3級までの方

(2) 手当の支給額

ア 身体障害1級、精神障害1級、IQ35以下又は特別障害者

月額4,000円

イ 身体障害2級、精神障害2級又はIQ36以上50以下

月額3,500円

ウ 身体障害3級

月額3,000円

エ 身体障害4級から6級、精神障害3級又はIQ51以上75以下

月額2,000円

(3) 手当の支給時期

ア 12月分から3月分まで 4月

イ 4月分から7月分まで 8月

ウ 8月分から11月分まで 12月

(4) 申請に必要なもの

印鑑、受給者名義の預金通帳の口座番号、障害者手帳、マイナンバーが確認できるもの

(5) 対象者推移

(各年度3月31日現在受給者数)

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
身体1級	536	552	630	622	523
身体2級	312	307	316	328	288
身体3級	457	460	455	450	413
身体4級	411	408	445	440	379
身体5、6級	201	193	204	199	179
療育A	117	122	159	179	129
療育B	148	156	189	181	179
療育C	166	172	224	192	192
精神1級	38	45	51	54	52
精神2級	282	297	302	365	367
精神3級	85	99	106	105	125
特別障害者	50	52	72	41	50
計	2,803	2,863	3,153	3,156	2,876

※特別障害者は、療育Aかつ身体障害1又は2級の方。